省令

○総務省令第五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　［略］	（空中線電力の表示） **第四条の四**　［同上］
2　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。 ［一～四　略］ 五　七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局相互間の通信路を構成する固定局相互間、基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の固定局、基地局及び陸上移動局の送信設備 ［六～八　略］	2　［同上］ ［一～四　同上］ 五　七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動局の送信設備 ［六～八　同上］
3　［略］	3　［同上］
（定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 一　固定局であつて、次に掲げるもの (1)　［略］ (2)　多重通信路のもののうち、設備規則第四十九条の二十二の二、第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの ［二～二十五　略］	（定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　［同上］ 一　［同上］ (1)　［同上］ (2)　多重通信路のもののうち、設備規則第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの ［二～二十五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。